

## 令和6年第20回教育委員会定例会

開会年月日 令和6年10月25日(金)

場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 三浦 康彰  
 同 委員 森山 瑞江  
 同 委員 仲山 英之  
 同 委員 岡田 行雄  
 同 委員 小林 三保

## 議題

## 1 協議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (2) 令和6年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕
- (3) 練馬区児童生徒への性暴力等の防止に向けた対策方針について

## 2 報告

## (1) 教育長報告

## ① その他

開会 午前 10時00分

閉会 午前 10時49分

## 会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	佐川 広
教育振興部教育総務課長	枝村 聰
同 教育施策課長	竹岡 博幸
同 学務課長	杉山 賢司
同 学校施設課長	柴宮 深
同 保健給食課長	唐澤 貞信
同 教育指導課長	山本 浩司
同 副参事	佐藤 勝也
同 学校教育支援センター所長	村瀬 美紀
同 光が丘図書館長	小原 敦子
こども家庭部長	関口 和幸
こども家庭部子育て支援課長	脇 太郎
同 こども施策企画課長	河野 一真

同	保育課長	岡 村 大 輔
同	保育計画調整課長	山 口 裕 介
同	青少年課長	小 島 芳 一
同	子ども家庭支援センター所長	橋 本 健 太
同	在宅育児支援担当課長	長 岡 育

教育長

では、ただいまから、令和6年第20回の教育委員会定例会を開催する。  
それでは、案件表に沿って進めさせていただく。  
本日の案件は、協議3件である。

(3) 練馬区児童生徒への性暴力等の防止に向けた対策方針について

教育長

協議の（3）練馬区児童生徒への性暴力等の防止に向けた対策方針については、本日、事務局から新たに提出された協議案件となる。  
それでは、資料の説明をお願いする。

教育指導課長

資料に基づき説明

教育長

それでは、本件について、各委員のご意見、ご質問などがあればお願いする。

仲山委員

今回の提言後、拝見して感じたこと、それに対して意見もある。まず、今回の人権を基盤にした教育・研修プログラムの作成についてだが、私のこれまでの人権に関するこを振り返ってみると、人権感覚はもうみんな持っているだろうと考えていた。人権というものは尊重しなければいけないし、それから他人の人権は侵害してはいけないと。そこは理解しているが、では具体的に人権とは何か。それが実際の行動と結びついて理解できていなかったと思った。概念の上で人権を尊重しなくてはいけないという、その程度の話だったわけである。しかし、恐らくこれは教職員も児童・生徒も、それから一般の人たちも、そうだと思う。人権という言葉はすごく難しく、なかなか本質を理解していない。具体例と対応してないということなのだが、今回、この具体例を伴った人権に関する深い理解を、研修プログラムでみんなができるようにならなければ、これは性暴力防止だけではなくて、社会全体の質の向上にもつながるのではないかと思う。よって、教職員、生徒、保護者に対するこのプログラムはぜひやっていただきたいと思う。

それから、提言の中で、教職員と児童・生徒の間に圧倒的な権力関係があるということに関して、まだ十分理解されてないのではないか、認識が薄いのではないかという話があったが、確かにそうだと思う。結果的に先生は心を開いているような気持ちでいるが、生徒・児童は嫌と言えなかったり、先生のほうは良かれと思ってスキンシップをしたりしているが、実はそれも大きな勘違いであったりすることがあるという話も今回載っていたので、プログラムの中にそういったことも含めていただきたいと思う。

それから、性暴力についての認識の欠如というのがあるのではないか。性暴力とい

うものがどういうものかを理解していれば、これまで起きた事案の中にも防げたものがあったのではないかというような話も載っていた。確かにそうだと思う。だから、性暴力についての理解をしっかりと実行できるような教材、プログラムを用意していただきたい。

それから、性被害に遭わないのでにはどうしたらいいかという点である。この提言の中にも紹介されていたと思うが、ビデオ、あるいは保健関係の教科書にも「SNSで犯罪に巻き込まれないようにするためには」というような項目も載っていた。授業の中身とも関連させて、性被害に遭わないのでにはどうしたらいいかということを生徒に教えていくということも、併せてやっていただきたいと思う。

#### 教育指導課長

様々なご意見、ご提案をいただいた。

まず、1つ目に入権を大切にすることについてお話をいただいたところである。我々が社会生活を送る上で、互いの権力を尊重して生活をしていくというのは基盤となる。自分のことだけではなく、周りにいる全ての人たちの権力を守りながら、大切にしながら生活をすることである。委員がおっしゃったように、それが時折、忘れられている、または意識のないままに権力を奪っていることもある。それは毎日の生活の中で、性暴力に限らず大切にされるべきだと考えている。

それから、教員と児童との圧倒的な権力関係というお話があった。教員は知らず知らずのうちに自分が権力を持っているということに気づかず、権力を不適切に行使しているという場面がある。幸いにして、近年は練馬区において体罰は数年発生していないが、それでも暴言であるとか不適切な指導というのは何件か起きているのが実態としてある。これはやはり教師が子供の権力を意識せずに、自分の権力を行使しながら、不適切に活用しているというところが非常に問題であると考えている。

それから、性暴力に関する認識の欠如というお話もあった。性被害を受けるということについて、子供たち自身が知識として知るということが非常に大事だということは提言の中でも触れられているところであるし、必要だと考えられる研修内容にも含まれている。そういう内容、または被害に遭わないのでにはするための内容、提言の中では、「NO GO TELL」、これは嫌だと言う、その場を立ち去る、信頼できる大人に話すといった具体的なことについても、子供たちにきちんと理解を促せるようにということでまとめられている。今、委員にご指摘いただいた点については、プログラムの中にきちんと盛り込んでいきたいと考えている。

#### 仲山委員

よろしくお願ひする。

#### 小林委員

内容を前回から確認させていただいて、保護者目線でとてもすごく考えられて、まとめられている内容で、感動している。

ただ、一保護者として、私自身もここまで子供が毎日通う生活の基盤となる学校で、

少し他人事みたいに思っていたところがあった。やはり私自身、お恥ずかしながら子供の全ての学校行事に参加しているかというと、仕事の理由のこともあるって、半分以上参加していないのが現状である。小学校のお母様、お父様たちは結構参加しているとは思うが、中学校の保護者の方々は欠席の頻度はすごく高いと思う。対策強化月間で保護者向け啓発資料の配付は、7年度5月となっているが、すぐに5月から違う月に移すのは大変だと思うが、5月だけではなく、1年間を通して、配付するはどうか。一番保護者が資料を見るかというと、入学式や新学期のときに配付された資料は意外に目を通しがちなのだが、月が進むに従って、さらっと流しがちなところがあるのではないかと思う。しかし、保護者も、新たに考え方をしっかりとしていくなければいけないというのも、私自身もお恥ずかしながら本当に反省したところである。もちろんs i g f yで配信するという配信の仕方もあるだろうし、年に何回か配付するという仕方もあるだろうし、年度の初めに重要な資料と一緒にご覧いただきたいということで、どれが一番保護者の皆様が目を通すのかというのは、実際どことは言いづらいが、私だったら年度の初めの4月が一番目を通すと思う。やはり保護者の皆様に周知するために、配付時期、配付方法、各学校のホームページにリンクを貼るとか、すてきな資料なので本当に全保護者に目を通してほしいと思う。

また、長期的にはなると思うが、練馬区のこの方針が少しでもこれからの未来ある子供たちのためになっていけばと思う。どうぞよろしくお願ひする。

#### 教育指導課長

貴重なご意見をいただいた。

保護者の啓発については、子供たちに指導するだけではなくて、保護者とともに学校がこういう指導を子供たちにしていく、こういう目的でやっていくということを正確にきちんと理解していただき、一緒に子供たちの指導に携わっていただくことが大切だと考えている。啓発資料を作成して、5月に配付と考えていたのは、子供たちに実際に授業をやる前には保護者の方に知っていただけなければいけない。保護者の方に知っていたら前には、きちんと教員にも理解してもらわなければいけないということで、4月に校長や教員への研修を行った上で、その後、保護者の方たちに配付をして、その後、子供たちへの授業につなげていこうという流れで考えていた。実施の時期については、令和7年度、8年度で毎年少し変えていける部分もあるかと思うし、委員がご指摘いただいたs i g f y、または複数回の配付、または年間通して、どの場で啓発をしていくのがふさわしいのかということについては、今後、検討していきたいと思っている。

#### 岡田委員

資料1－1に関して、表面で、仲山委員のご発言の中にもあった下のほうの「人権を基盤に置いたものでなければ形だけで終わり」というところなのだが、私もこれについてはすごく賛成をする。

それから、裏面の1から5についても、ぜひこういう形で進めていただければありがたいと思う。1から5の中で、特に1に人権を基盤にしたというのが出ていて、私

はこれがものすごく大事だと受け止めた。委員会の中でまとめられた資料の中でも、性暴力をどうやって防ぐかというところもあったわけだが、その中で学校の風土という文言が何回か出てきていて、子供の人権をどう守るかという、この機会に性暴力だけではなくて、子供の権利を守るという観点から、学校の風土をもう一度、見直したほうがいい。先ほども出てきたように子供に対する教師の権力関係が、自分自身のことを振り返っても、子供にかなり威圧的な態度をしたり、または暴言を吐いたり、すごく反省をするところがあるわけだが、学校の中ではそういうことが結構行われてきたかと思う。子供の権利条約というのを私は今回のことを見直したが、子供がそういう性暴力、性被害に遭わないようにするということだけではなく、意見の表明、それから表現の自由、いろいろなことがあるわけである。だから、子供の人権をどう守るかという観点で、学校は今回、新たに動くべき機会だろうと考えた。

ただ、そうはいっても、私のことを振り返っても、体の中に子供として今まで受けた学校の風土があり、学校の風土を自分でもつくってきたわけだから、新たに人権を基盤にした風土づくりというのは非常に難しいと思っているが、やらなければいけないということだろう。これを基に、性暴力だけではなくて子供の権利を守るという観点での学校の風土づくりを進めていただければ。

長くなって恐縮だが、具体的に、例えばこれはこうやっていただきたいと思ったのが、まず1つは子供の性暴力とは一体どういうものか、体罰とはどういうものかということを、A4、1枚ぐらいにまとめて、毎朝見られるような資料を作って、校長が必ずそれを先生方にお話しくるとか、また、教育課程の中で、人権尊重教育は常に入れられていたのだが、言葉は悪いが、ただそこに書くということではなくて、具体的に人権尊重教育をこの中でどう進めて、性暴力をどう防いでいくかという教育課程に落とし込むようなものも学校の中で考えなければいけないかと。それぐらい、今回のこととは大変なことだろうと私は受け止めているわけである。ぜひ、学校の教育計画の中で、人権尊重教育を入れて、性暴力をどう防ぐかということを学校全体で考えていく。研修を受けることももちろん大事なのだが、学校自身がどういうふうにするのかということを、私が校長だったら考えなければいけないと思った。

#### 教育指導課長

貴重なご意見をいただいた。

今回の対策方針は、表題が「児童・生徒への性暴力等を防止するための」としているところであるが、これは単に教職員から児童・生徒への性暴力ということに限らず、児童・生徒同士の性暴力防止も当然含めているし、さらに、今、委員がおっしゃったように、前文の一番下に書いてあるように、性暴力の根絶を図るだけで終わることなく、児童・生徒の人権が大切にされ、安心安全に過ごすことのできる学校、これはただ性暴力がなくなればいいということではなくて、当然、暴力もいじめもなく、子供たちが安心して豊かに過ごす学校づくりということを考えている。今回の対策方針を通して、実現できるというのは、性暴力防止だけの話ではなく、もっと広がりのあるもの、豊かな学校生活につながるものだと考えている。

委員からは子供の権利というお話をあった。おっしゃるように、子供の意見をきち

んと聞く、学校のルールだとか、学校の行事をつくるとか、ふだんの授業だとかいったそれぞれの場面の中で、教師から子供への一方的なものではなくて、子供たちの発信したものを大切にしながら学校をつくっていく。子供を中心にしながら学校生活を行っていくといったことも非常に大切なことだと思っている。こういった観点を踏まえながら、人権尊重の考え方や実際にできる行動を広めていきたいと思っている。また、ご提案いただいた性暴力とは、体罰とはどういうことかという具体的な人権尊重につながっていくような啓発資料を毎日触れられるようにというお話をあつたので、こういったご意見についてもプログラム等の中で検討していきたいと考えている。

#### 森山委員

岡田委員のご意見に付け加えて、先ほどから人権尊重の風土と言われている。それは単年度でできることではないので、5番の新規に加えられた防止対策の検証というPDCAサイクルをしっかりと回して、検証しながら、さらにということを進めていただきたい、しっかりとこの人権尊重の風土を醸成していただきたいと思った。

#### 仲山委員

提言の中の教職員にとっての安全な組織の整備というところ。今回のA4、A3の資料の中には概略しか書いてないから、そのことは言葉としては入っていないが、これは提言されているように非常に大事なことだと思うので、教職員にとっての安全な組織の整備ということを並行してやっていただきたいと思う。

#### 教育指導課長

さきに森山委員がおっしゃられたPDCAサイクルのところは大変重要だと考えている。一度やって、それをずっと継続していくと、どうしても惰性で行われてしまうだけになってしまうので、毎年、毎年、きちんと点検・評価をするというところが、今回の対策方針の中でも非常に大事なものだと考えている。

それから、教職員にとっても安全な組織というのも提言の中でお話しいただいた。これは、例えば教員自身も、やはりいろいろな悩みを抱えながら仕事をしているということは現実としてある。ハラスメントがない組織であるとか、または働きやすい、要は働き方改革の進んだ職場であるとかいったことも含めて、教師自身の人権も大切にされながら子供たちの指導に当たるといった環境を目指していきたいと考えている。

#### 仲山委員

学校内の教職員と生徒の権力関係とともに、上司の方と部下の方の間にも権力の違いがあると思うが、そういうことがあるのだということを上の方は理解して、いろいろな行動に移していくというところも大事ではないかと思う。

### 教育指導課長

パワハラというものが最近、非常に注目されている。練馬区教育委員会内でもハラスメントに対しての意識を先生たちの中でも非常に意識啓発を進めて、相談窓口の周知などもしている。実際に何件かご相談を受けるところもあるので、そういった事例を校長先生たちにご紹介したりとか、普通に何でもないと思っている行動や発言が、意外と教職員の方々にとっては重みになっていたり、プレッシャーになっていたりというケースも多々あるので、そういったところも含めて、ハラスメントのない職場づくり、環境ができるような啓発をしていきたいと思っている。

### 仲山委員

細かいところだが、委員会のメンバーはどういう方がされるのだろう。

### 教育長

それぞれの委員の想定されているメンバー、プログラムのほうとP D C Aを回すほうとそれについてご説明いただけるか。

### 教育指導課長

まず、プログラム作成委員会であるが、教職員、総勢21名を予定している。幼稚園の園長、副園長、専門性のある教員、それから、小学校も同じように、校長、副校長、主幹教諭、その他専門性のある教員ということで、同じように中学校でも合わせて21名の教員を委員としている。

先ほど専門性のある教員と申し上げたが、例えば養護教諭であったりとか、実際に保健の指導をこれまでもしてきた体育科の教員であったりとか、または人権教育を専門にしている担当の先生であったりとかそういった方を委員の中に入れている。加えて、今回の特別対策委員会でも委員をお務めいただいた、心理の専門の方であるが、上智大学准教授の齋藤梓先生に有識者としていろいろご指導、ご助言をいただこうと考えている。

評価委員会のほうであるが、こちらのメンバーについては、特別対策委員会で委員をお務めいただいた4名の先生に加えて、小・中学校・幼稚園の園長と学校関係者も加えて、評価の取組を進めていきたいと考えている。

### 仲山委員

このA3資料の「相談しやすい環境づくり」の令和7年度の4月、5月のところで、小学校3年生、5年生、それから中学1年生の全員面談というところだが、全員面談をするとなると、全部の生徒・児童にというのはなかなか難しいから、どうしても限られた学年ということに今はなっているのだろうか。

### 教育指導課長

この全員面接を実施するきっかけとなったのは、学校の中にスクールカウンセラーや心のふれあい相談員といった、いつでも相談できるという人がいるにもかかわ

らず、なかなかお話するきっかけがないと相談もしにくいだろうということで、年度の初めに、短い時間でも構わないので、実際に自己紹介をしたりとか、少しあお互いのことを知るような機会を設けて、何かあったときに相談できるような流れをつくつていこうといったものがこの全員面接を始めたきっかけである。

特に小学校3年生、5年生、中学校の初めの時期にやっておくことで、全ての学年が一定程度、相談しやすいような状況に体制がつくれるだろうとして考えた。

#### 岡田委員

資料1－2の5番のところ、評価の項目についてなのだが、性暴力等防止対策評価ということなので、メインは性暴力だということだろうと思うが、先ほどから申し上げたように、人権の尊重という観点からいうと、性暴力だけに特化しないほうがいいという感じもしなくはないが、そこら辺の評価項目についてはどのようなところまで決まっているか。

#### 教育指導課長

今、ご指摘いただいたように、どういう評価項目を設けるかは、まだ今後、検討していく段階であるが、先ほど話題にあったように、性暴力だけの話ではない、人権を基盤とした生活が送れるようにするということが最大の目的であるので、そういうことも含めながら、評価項目を検討していきたいと思っている。

#### 仲山委員

相談窓口職員向けプログラムというところだが、これはすでに令和5年に開設されたということだが、どういう方が現在、対応しているかということと、その方向けのプログラムというのはどんなことを考えているのか。現時点での計画があつたら、お願ひする。

#### 教育指導課長

昨年の12月に区独自の第三者相談窓口を設置した。これは一般社団法人の東京公認心理師協会という団体に委託契約をして、2名の心理士さんに電話でご対応いただくといったことを進めている。この第三者相談窓口に受けてくださる方にも、練馬区の取組方、考え方、実際に相談を受けた後にどういう流れで支援を進めていくのかといったことを共通理解しておく必要があるかと考えている。我々の対策方針や具体的な取組ということについて、ご理解いただいたりご意見をいただいたりというような場を設けたいと考えている。

もともと心理士さんという専門的なお立場で相談を受けていただいているところであるので、そのことについてはもちろんお願ひをしている。お互いの共通理解というか連携を図れるような、そういう面でも非常に大きいと考えている。

#### 仲山委員

分かった。よろしくお願ひする。

### 教育長

委員の皆さんからいろいろなご意見をいただき、感謝する。提言にも書いてあったが、この提言をもらって、対策方針を作成するという流れについては、令和3年から立て続けに教員による性暴力という事件が発生したということを契機として取り組んだところである。提言にも書いてあったが、それ以前に起こっていなかったわけではなくて、それが表に出なかっただけの可能性が高いというような大変厳しいご意見をいただいた。やはりこの根はすごく深いもの。単に仕組みをつくっただけでは、簡単に防止したりすることはできないというのは、委員の皆様のご議論を聞いていて、我々としてはそこを本当に認識させていただいたところである。

委員の皆さんからもお話があったが、人権についての教育、意識は、教員はもちろん、児童・生徒、それから保護者といったところでしっかりと認識持てるようなプログラムを作成し、それも繰り返し繰り返し続けていくことで、そういう風土をじっくり醸成していく必要があるのだろうと思っている。決して区として、これを風化させることのないよう、しっかりと取り組んでまいりたいと思っているので、またご意見などをいただければと思う。どうぞよろしくお願いする。

取組スケジュールを今回、案ということでお示しさせていただいた。それから、対策方針ということでまとめさせていただいて、これを協議結果ということで決定するということになるが、先ほど指導課長のほうからお話があったが、資料1－2の1番のところ、令和6年度、来月の上旬から第1回委員会開催といきなり書いてあるが、これはプログラムを作成するための委員会を設置して、それを開催するということなので、その辺りの文言についてはちょっと補わせていただいた上で、第1回委員会開催という表現をさせていただきたいと思う。そこはそうさせていただいてよろしいだろうか。

### 委員一同

はい。

### 教育長

それでは、ここでまとめさせていただきたい。練馬区児童生徒への性暴力等の防止に向けた対策方針については、本日の協議結果を踏まえて決定することとし、この案件については協議を終了したいが、よろしいだろうか。

### 委員一同

はい。

### 教育長

では、そのようにさせていただく。

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (2) 令和6年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

教育長

ほかの継続審議中の協議2件については、事務局から、新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。

したがって、本日のところは継続としたいと思うが、よろしいだろうか。

委員一同

はい。

教育長

では、そのようにさせていただく。

- (1) 教育長報告

- ① その他

教育長

委員の方から、その他、何かあるだろうか。

よろしいか。

では、事務局から、その他、何かあるか。

事務局

現在のところ、ほかにはない。

以上である。

教育長

これをもって第20回教育委員会定例会を終了させていただく。